旧緊急時避難準備区域(川内村)の職場に勤務していた申立人の就労不能損害について、同職場の営業停止に伴い平成23年3月に退職した後の同年4月の数日間の後片付けの日当や、同年8月に職場の一部営業再開に伴い復職した直後の人員・施設・時間を制限して営業していた同年10月までの間の給料は、原発事故前と同様の安定性・継続性を有する就労による収入とはいえないとして、これらを控除せずに損害額を算定して賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

【損害項目】

- 1 就労不能損害(株式会社Aの給与に関する逸失利益) 384万1740円
- 2 就労不能損害(通勤交通費増加分)

33万6000円

3 除染のための高圧洗浄機購入費用(平成24年5月29日購入分)21万円【期 間】 自 平成23年3月11日 至 平成26年2月28日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。) に対する和解金として、金438万7740円の支払義務のあることを認める。

第3 既払金及びその精算

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項【損害項目】1 (同項記載の期間に限る。)に対する賠償金の一部として、220万0380 円を支払済みであることを相互に確認し、この既払金全額について、第2項 記載の和解金の支払いに充当する方法で精算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 除染費用

1 除染費用を裏付ける領収書原本の交付

申立人は、被申立人に対し、本和解成立の日から14日以内に、申立人が支出した第1項【損害項目】3記載の除染費用を裏付ける領収書原本を被申立人代理人弁護士B(住所:〒○○東京都○○区○○)宛に郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は、申立人の負担とする。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人は、被申立人に対し、第1項【損害項目】3記載の損害項目(除染費用。ただし、同項記載の期間及び金額に限る。)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人が第1項記載の損害項目(除染費用)について被申立 人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体 等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な 範囲内で提供することができる。

第6 確認条項

申立人と被申立人は,第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について,以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年4月1日

(仲介委員 堀井敬一)